

メディアを活用した悪質商法等の消費者被害対策広報業務企画提案募集要領 仕様書

第1 委託業務の名称

メディアを活用した悪質商法等の消費者被害対策広報業務

第2 委託期間

委託契約締結の日から令和8年2月28日まで

第3 委託業務の目的

社会経験の乏しい若者や見守りが必要な高齢者等が消費者トラブルに巻き込まれてしまう事例が後を絶たず、消費生活に関する普及啓発の必要性が増していることから各種メディア等を活用した啓発・広報を行い、悪質商法等の消費者被害の未然防止を図るもの。

第4 委託業務の内容

1 広報用動画のSNS等への掲載

宮城県環境生活部消費生活・文化課で令和5年度に作成した動画を、当県が実施したアンケート結果及び消費者庁がホームページで公表している消費者白書に掲載している消費者被害の情勢等を参考に、高齢者層、若年層及び一般向けそれぞれに適切にリーチするようにTVやSNS等で掲載すること。

(1) 動画は、下記URLの高齢者層、若年層及び一般向けの計3本を活用すること。

※高齢者層向け：<https://www.youtube.com/watch?v=S7EJY5xZAcQ>

※若年層向け：<https://www.youtube.com/watch?v=b5aLQe5gXmk>

※一般向け：<https://www.youtube.com/watch?v=h1Zf64AAj1I>

(2) 各年代の特性に合わせた掲載方法を工夫すること。

(3) 「各年代に適切にリーチすること」や「県内全域の県民に適切にリーチすること」について留意すること。

2 独自提案

1で実施したTVやSNS等への掲載のほか事業費（委託上限額）の範囲内で、本事業の効果を高められる県内で実施される集客が見込まれるイベント（予定も含む。）と連動した独自の企画について提案し、発注者の承認を得たうえで実施すること。
なお、その場合においても、上記1（3）について特に留意すること。

第5 成果物の帰属、利用及び秘密保持

1 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。）を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

2 成果物の利用

発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲内において、随時利用できるものとし、二次的な利用も可能とすること。

3 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

4 個人情報の取扱いについて

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。

第6 業務完了報告

本業務完了後、速やかに実施報告書を作成するものとする。実施報告書については、本業務の執行課程や経過が明確となるよう取りまとめること。

（1）実施内容

（2）事業の成果

（3）経費の内訳

第7 その他

1 受注者は、企画・校正イメージを発注者と十分に摺り合わせをした上で、業務に着手すること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けること。

2 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。